

道路関係四公団民営化推進委員会の審議状況について

(説明資料)

平成15年11月27日

道路関係四公団民営化推進委員会事務局

道路関係四公団民営化推進委員会について

(設置根拠)

道路関係四公団民営化推進委員会設置法

(所掌事務)

特殊法人等整理合理化計画に基づき、道路関係四公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保について調査審議し、平成14年12月31日までに、内閣総理大臣に意見を述べること。

(平成14年12月6日に意見書を提出済)

上記の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣等に勧告すること。

(組織・委員)

内閣総理大臣が任命する委員7名以内で組織

(資料の提出その他協力等)

所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び四公団に対して、資料の提出等必要な協力を求めることができる。所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関及び四公団以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

(事務局)

委員会に事務局を置く

(「道路関係四公団民営化推進委員会事務局」を内閣府に設置)

(設置期限)

平成18年3月31日までとする。ただし、それ以前に、委員会の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止

道路関係四公団民営化推進委員会 委員名簿

委員長代理	田中 一昭	拓殖大学政経学部教授 元行政改革委員会事務局長
委員	今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長 新日本製鐵相談役名誉会長
委員	中村 英夫	武蔵工業大学教授
委員	松田 昌士	J R 東日本会長
委員	大宅 映子	評論家
委員	猪瀬 直樹	作家 日本ペンクラブ言論表現委員長 東京大学客員教授
委員	川本 裕子	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・エキスパート

(備考)

1. 今井敬委員長は、意見の決定に先立ち、委員長を辞任し、委員会を退席した。また、中村委員は、意見に反対した。(平成14年12月6日)
2. 今井委員及び中村委員は、意見決定後の委員会の会議に全て欠席している。(平成15年11月現在)

道路関係四公団民営化推進委員会 審議経過 意見書提出後)

【平成14年】

第36回	12月	13日	金)	意見書提出後の意見交換
第37回	12月	20日	金)	意見書提出後の意見交換

【平成15年】

第38回	1月	31日	金)	国土交通省ヒアリング
第39回	2月	28日	金)	日本道路公団ヒアリング 意見書参考資料を決定
第40回	3月	25日	火)	国土交通省日本道路公団ヒアリング 民営化に関し直ちに取り組む事項について)
	4月	1日	火)	「試算」の公表
第41回	4月	15日	火)	国土交通省四公団ヒアリング 平成15年度認可予算及びコスト削減計画 について)
第42回	5月	20日	火)	国土交通省四公団ヒアリング
第43回	6月	24日	火)	国土交通省四公団ヒアリング 四公団の民間並み財務諸表について)
第44回	7月	22日	火)	国土交通省四公団ヒアリング 世論調査単純集計の発表
第45回	8月	5日	火)	国土交通省四公団ヒアリング 世論調査クロス集計結果の発表
第46回	9月	1日	月)	国土交通省四公団ヒアリング
第47回	9月	16日	火)	国土交通省四公団ヒアリング (JH民間並財務諸表の検証結果等につい て)
第48回	10月	17日	金)	国土交通省四公団ヒアリング
第49回	10月	28日	火)	自由討議
第50回	11月	11日	火)	自由討議 総理に対し委員会の意見に基づき改 革案を政府与党協議会への付議前に委員 会に示すように国土交通大臣に指示するよ う勧告
第51回	11月	25日	火)	国土交通省ヒアリング

「意見書」における主な提言事項

(道路関係四公団民営化推進委員会)

長期債務の早期返済のための保有・債務返済機構（仮称）の設置

機構は、四公団に係る道路資産及びその長期債務を一括承継し、債務を返済。新会社による道路資産買取りにより、解散。

高速道路の運営、管理、建設等を行う新会社の発足

新会社は、パーキングエリア等に係る資産・債務を承継し、当初は特殊会社（全株式国保有）として発足。機構から道路資産を借り受け、貸付料を支払う。貸付料は長期定額。総計年額は約40年間の元利均等返済をベースとして算定。発足後10年を目途に道路資産を買い取り、買取後は早期上場を目指す。

本州四国連絡橋公団の債務処理

道路料金、国・地方の出資及び債務切り離しによる本四連絡道路の料金の大幅値下げ（2分の1程度）と債務の適切な処理を進める。債務の切離しは、道路特定財源を財源に次の5ヵ年計画期間内において早期処理。

地域分割

日本道路公団の3分割等5つの地域に分割（首都・阪神は現路線を核とする）。

通行料金の引下げ

弾力的な引下げ策を講じ、平均1割引下げを民営化と同時に実施。

今後の道路建設

新会社発足までの間、公団は、委員会基準に基づく個別路線の優先順位に従い、重点的に予算配分。

新会社は、新規建設への参画について、公益性にも配慮しつつ、自主的に決定。新会社の採算を超える建設は、国・地方等の費用負担を前提とした新制度で対応。新会社への機構からの支出、財投借入等を行わない。新会社は道路建設等資金を自ら調達し、上場までの間、政府保証等の措置を講ずる。

ファミリー企業の改革

外注業務における競争条件の確保等によりファミリー企業を改革。

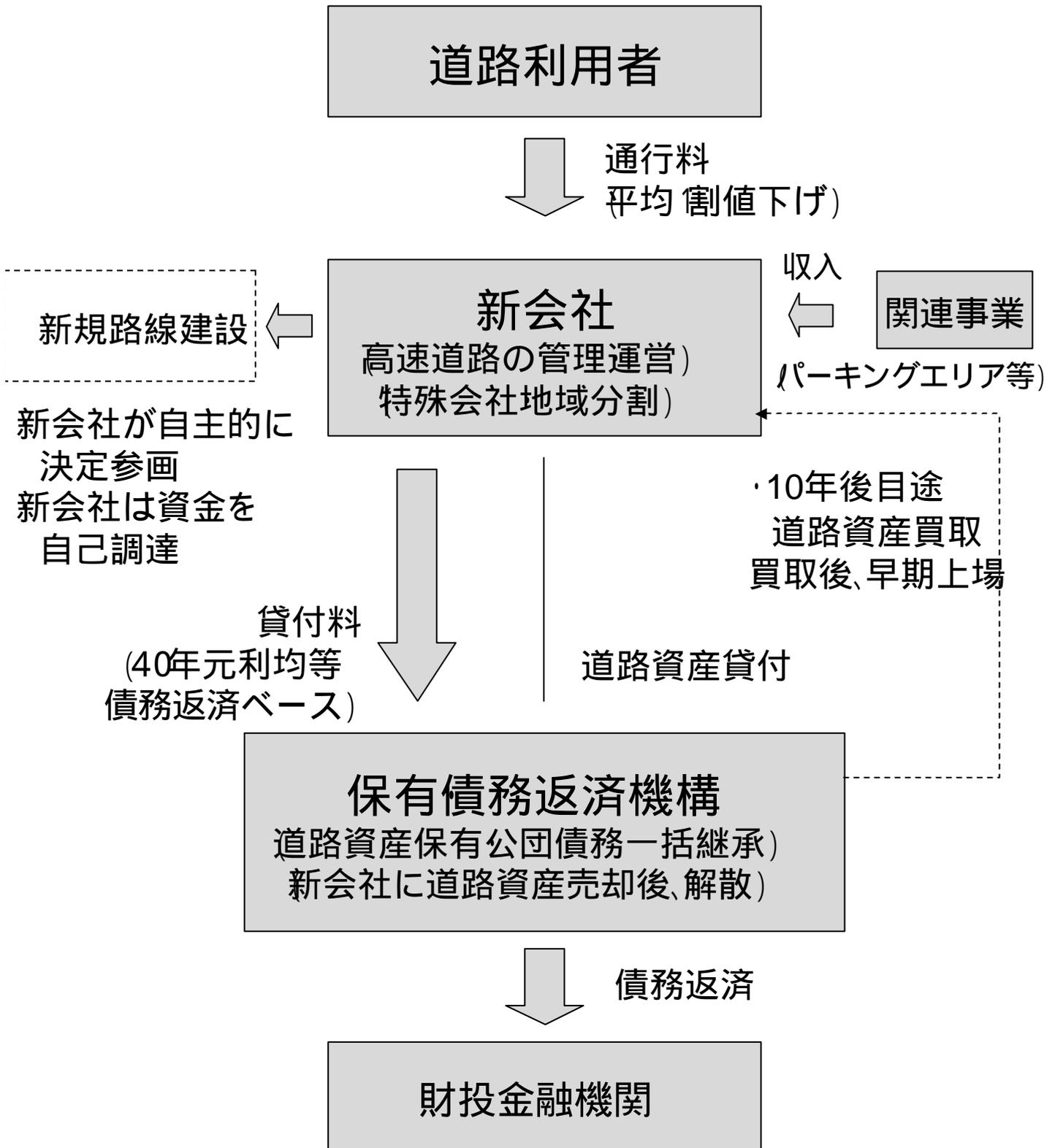
コスト削減

建設コストの縮減を図る。管理費の概ね3割削減を目指す。

直ちに取り組むべき措置

現行の建設計画の見直し、民間企業経験者の登用、コスト削減計画の作成等

意見書の基本スキーム(イメージ)



道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について（抄）

平成14年12月17日

閣議決定

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関のあり方については、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日 閣議決定）に従い、それぞれ道路関係四公団民営化推進委員会、国土交通省、経済財政諮問会議において検討され、今般その結果がとりまとめられたところであるが、今後の対応については下記の方針によることとする。

記

1 道路関係四公団

政府は、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ、審議経過や意見の内容を十分精査し、必要に応じ与党とも協議しながら、建設コストの削減等直ちに取り組むべき事項、平成15年度予算に関連する事項、今後検討すべき課題等を整理した上で、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。

2 国際拠点空港

（略）

3 政策金融機関

（略）

道路関係四公団の民営化について

平成14年12月12日

政府・与党申し合わせ

道路関係四公団の民営化に関する当面の措置について、次のとおり決定する。

1. 直ちに取り組むべき事項

建設コストの削減

今後の高速道路の整備については、車線数の削減やインターチェンジ構造の見直し等の規格・構造の見直しや、デザインビルドの導入など発注・契約方式の見直しなどにより、建設コストの大胆な縮減を図る（残事業費の約2割）。

ファミリー企業の抜本的見直し

外注費の徹底削減、競争参加条件の大幅緩和による競争性の向上、子会社等における公団OB役員数の削減、子会社・関連会社の再編等を行う。

公団における民間経営ノウハウの導入

公認会計士等の活用により民間企業の会計原則に基づく財務諸表を平成15年秋に作成するなど、民間企業経験者の知恵を導入し、民営化に備える。

2. 平成15年度予算に関連する事項

本州四国連絡橋公団の債務処理等

有利子債務の一部（約1.3兆円）を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理するとともに、国及び地方による出資の期間を平成34年度まで10年間延長することにより、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、現行料金の引上げを前提とせず本四架橋としての自立的経営を可能なものとする。また、基本料金の引下げについては、地方の追加出資（10年間延長）による経営改善効果の範囲内で行うものとする。なお、民間債務の返済条件等の変更・繰上げ償還は行わない。

新直轄方式の導入

新会社による整備の補完措置として、必要な道路を建設するため、国と地方の負担（国：地方＝3：1）による新たな直轄事業を導入する。また、これに伴い新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地方へ税源移譲を行う。

この直轄による整備は、できる限り少ない財政負担で高速道路ネットワークを整備する観点から、1. のコスト縮減や新会社による投資可能額を踏まえ、約3兆円を現時点での目安とし、今後の交通需要、金利動向等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。また、対象とする路線は、料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線・区間とする。

3. 今後検討すべき課題等

平成17年度中の民営化に間に合うよう、組織形態等の事項については、答申の趣旨、委員会における議論の経緯等を踏まえつつ、地方公共団体の意見を聴取した上で、実施可能な案について検討を進め、関係法案の平成16年通常国会提出を目指す。このため、政府と与党の間で調整のための場を設けることとする。

新会社による高速道路等の整備の具体的な仕組み（道路料金収入を極力活用した仕組みも含む。）

国・機構・新会社の関係

新会社及び機構の具体的な組織、業務

承継する資産・債務の内容・評価

税制・金融上の取扱い

等

平成14年12月26日

今後のスケジュール（案）

適宜、地方公共団体の意見を聴取

平成14年

12月24日 平成15年度予算政府原案決定

平成15年

1月～ 通常国会

下記の関係法案を国会提出

本州四国連絡橋公団の債務処理等

高速自動車国道整備への新直轄方式の導入

3月中 コスト削減計画の策定等

6～7月 国土開発幹線自動車道建設会議

11～12月 新組織のスキームの概要決定（政府・与党協議会）

新会社による高速道路等の整備の具体的な仕組み（道路
料金収入を極力活用した仕組みも含む。）

国・機構・新会社の関係

新会社及び機構の具体的な組織・業務

税制・金融上の取扱い

平成16年

1月～ 通常国会

道路関係四公団民営化に関する関係法案を国会提出

8月 平成17年度概算要求

17年度の機構の予算、組織等

12月 平成17年度予算政府原案決定

平成17年度中

道路関係四公団民営化（新たな組織の発足）

民営化に向けた作業スケジュールについて

		平成14年度	平成15年度				平成16年度	平成17年度
		- 3月	4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	1 - 3月		
本州四国連絡橋公団の債務の切り離し		措置済み						
新直轄方式の導入		措置済み		基本的に「建設中高速道路の取扱判断基準(案)」に基づいて 検討・事業実施(国交省)				
新規建設の仕組み	コスト削減計画の策定と実施	措置済み		計画を実施中(公団)				
	建設計画見直しと優先順位づけ	基本的に「建設中高速道路の取扱判断基準(案)」 に基づいて検討・事業実施(国交省)						
債務返済の仕組み	新たな建設スキームの設定 新会社と国等の分担 予算の確保	<p style="text-align: center;">一体として検討 (国交省)</p> <p style="text-align: center;">〔 相互に深い関連性を有しており、 個々の事項ごとに議論し結論を出すことは困難 〕</p> <p>【検討の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金設定を変えることによる影響と評価 ・建設に対する国・地方の役割の見直し ・一般有料道路の取扱いの具体化 ・類似事例における税制、会計上の取扱い ・他の改革事例の整理 ・公団民営化により影響を受けるとされる法令の整理 ・分割に伴う収支見通し ・民間会社による道路事業のあり方 <p style="text-align: right;">等</p>						
	債務返済スキームの確定							
	分割に伴う各新会社の債務の額・貸付料確定							
	金融・税制措置の確定							
債務返済状況の監視のスキームの確定								
新組織の設置	新会社と機構の組織概要の決定 設立手続き 事業内容 資産 組織概要(機構は解散規定を含む) ディスクロージャーの仕組み	<p style="text-align: center;">新組織のスキームの概要決定(政府・与党協議会)</p> <p style="text-align: center;">法案化</p> <p style="text-align: center;">民営化関係法案国会提出</p> <p style="text-align: center;">移行準備 ・民営化関係法成立</p>						
	新会社の地域分割の設定							
	国による監督規制の内容の確定							
現組織からの移行準備	民営化後の通行料金の策定							
	ファミリー企業の改革	要請済み	一部措置済。各社における更なる取り組みを期待					
	民間企業経験者の登用	措置済み						
	コスト削減計画の策定と実施	措置済み		計画を実施中(公団)				
	入札資格要件の撤廃	措置済み		状況を分析し、必要に応じ更なる検討				
	パーキングエリア等における建物等の移管	計画策定済み		円滑な実施に向け準備作業中				
	企業会計原則に基づく財務状況の把握	民間並財務諸表の公表		開始貸借対照表の作成に向けた検討 (国交省・公団)				
	改革の推進体制の設置	措置済み						

カッコ内は主たる実施主体。なお、実施に当たっては、必要に応じ関係機関との調整(必要な手続きを含む)を行うことになる。

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

<平成15年4月25日成立 5月1日公布 5月12日施行>

高速自動車国道法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

<平成15年5月1日公布 5月12日施行>

趣旨

国と地方の負担により国土交通大臣が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、所要の措置を規定。

概要

1. 高速自動車国道法の一部改正

高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕等に要する費用は、国がその4分の3以上で政令で定める割合を、都道府県がその余の割合を負担するものとする。(改正前は、国が全額負担。)

新設、改築の国の負担割合：一般 3/4 北海道 8.5/10 (高速自動車国道法施行令)

2. 沖縄振興特別措置法の一部改正

沖縄における高速自動車国道について、1.の負担割合の特例を設けるものとする。

新設、改築の国の負担割合：9.5/10 (沖縄振興特別措置法施行令)

高速自動車国道及び直轄国道の国の負担割合

	一般	北海道	沖縄
高速自動車国道 新設・改築	3/4	8.5/10	9.5/10
直轄国道 新設・改築(一般)	2/3	8/10	9.5/10
改築(高規格)	7/10	8/10	9.5/10

平成14年12月12日(木)「道路関係四公団の民営化について」政府・与党申し合わせ(抄)

2. 平成15年度予算に関連する事項

新直轄方式の導入

新会社による整備の補完措置として、必要な高速道路を建設するため、国と地方の負担(国：地方＝3：1)による新たな直轄事業を導入する。また、これに伴い新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地方へ税源移譲を行う。

この直轄による整備は、できる限り少ない財政負担で高速道路ネットワークを整備する観点から、1.のコスト縮減や新会社による投資可能額を踏まえ、約3兆円を現時点での目安とし、今後の交通需要、金利動向等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。また、対象とする路線は、料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線・区間とする。

法改正前のスキーム

料金収入を活用した整備

← 整備スキームの補完

法改正後

料金収入を活用した整備

+

直轄による整備

国と地方の負担による整備
負担割合 国：3/4 地方：1/4

↓
日本道路公団に代わる組織による整備
管理が難しいと見込まれる路線・区間の整備

平成15年度予算 事業費：約1,300億円
国費：1,000億円

2つの整備スキームを活用することで、必要な高速道路を整備することが可能

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

<平成15年4月25日成立 5月1日公布 5月12日施行>

平成十五年度において政府が承継する本州四国連絡橋公団の債務を定める政令

<平成15年5月1日公布 5月12日施行>

趣旨

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき措置として、政府による同公団の債務の承継に関する特別措置について規定。

概要

政府は、本州四国連絡橋公団の長期借入金及び本州四国連絡橋債券に係る債務で政令で定めるもの(約1.34兆円)を一般会計において承継するものとする。

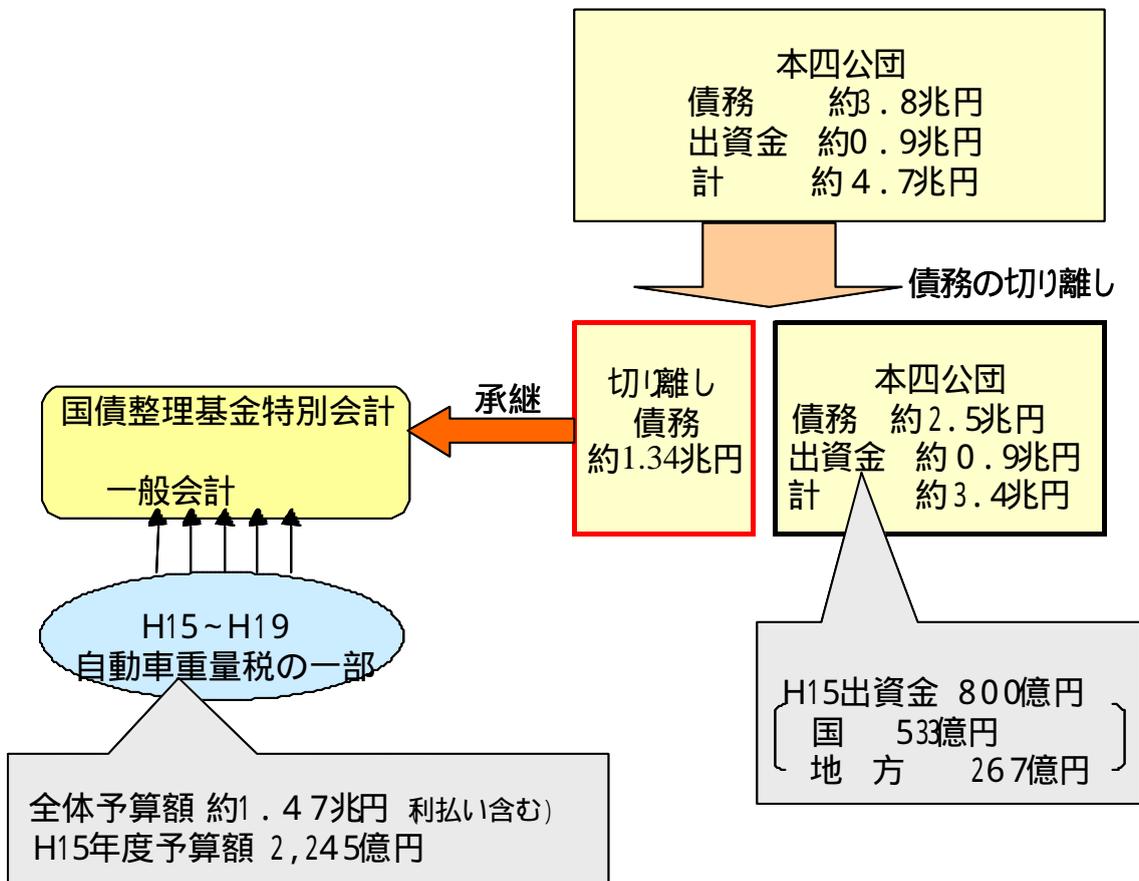
平成14年12月12日(木)「道路関係四公団の民営化について」政府・与党申し合わせ(抄)

2.平成15年度予算に関連する事項

本州四国連絡橋公団の債務処理等

有利子債務の一部(約1.3兆円)を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理するとともに、国及び地方による出資の期間を平成34年度まで10年間延長することにより、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、現行料金の引上げを前提とせず本四架橋としての自立的経営を可能なものとする。(後略)

本州四国連絡橋公団債務の処理スキーム



道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項 (ポイント)

平成15年3月25日

1 コスト削減計画の策定

(1) 建設コスト

道路の規格・構造や工法の見直し等
(インターチェンジのコンパクト化、車線の縮小等)
建設コストを約2割縮減(総額4兆円超)

更に、入札後交渉方式の活用等により約5000億円の上乗せ削減を目指す。

(2) 管理コスト

安全性を確保しつつ、維持修繕、料金收受業務等の頻度、単価等について思い切った見直し

各公団の組織、定員等について厳しい見直し、16年度新規採用の停止等

管理コストを2割以上縮減

更に新たな技術開発等により合わせて3割縮減を目指す

2 関連法人の抜本的見直し

(1) ファミリー企業の抜本的見直し

維持管理業務について、参入障壁を撤廃(公募要件見直し)

ファミリー企業に対する発注額を大幅に削減

- ・ 単年度発注額については、17年度までに14年度の2200億円を3割以上削減することを目指す
- ・ 3年間の累積削減額は1400億円以上を見込む

天下り社長の退任を要請

ファミリー企業役員への新たな天下りを行わない

剰余金を可能な限り利用者に還元するよう要請(ETC普及促進策等)

(2) SA・PA事業及び財団の見直し

SA・PA事業は民間の経営ノウハウを最大限活用

財団はSA・PA事業から撤退

保有資産(推定時価純資産額約300億円)を活用して身障者の高速道路利用への支援等により利用者還元

3 公団における民間経営ノウハウの導入

民間企業経営者を新年度から登用

民間企業並み財務諸表を今国会会期中に公表

民間経営ノウハウ導入のための組織体制を整備

道路関係四公団の貸借対照表(時価評価(再調達価額方式))

単位：億円

	日本道路公団		首都高速道路公団		阪神高速道路公団		本州四国連絡橋公団	
	本決算	民間並	本決算	民間並	本決算	民間並	本決算	民間並
道路資産	370,180	291,740	58,418	48,450	42,813	31,650	35,563	27,990
道路建設仮勘定	47,120	41,920	13,376	11,990	8,078	7,310	241	180
その他資産	9,500	9,340	766	610	623	530	392	340
(減価償却累計額)	-	(104,250)	-	(16,560)	-	(11,260)	-	(6,370)
資産計	426,810	343,010	72,561	61,050	51,516	39,490	36,198	28,500
固定負債	278,040	251,180	50,028	43,760	40,959	33,700	<24,692>	<20,090>
流動負債	8,410	34,240	567	6,400	536	5,000	38,092	33,490
償還準備金・損補金等	117,130	-	15,127	-	4,755	-	<2,289>	-
負債計	403,590	285,430	65,723	50,160	46,252	38,700	<27,152>	<24,890>
資本金	22,840	22,840	6,826	6,830	5,264	5,260	9,046	9,050
剰余金(△欠損金)	370	34,730	10	4,070	-	△ 4,480	< - >	<△5,430>
資本計	23,220	57,580	6,837	10,890	5,264	790	△ 2,064	△ 9,790
負債・資本計	426,810	343,010	72,561	61,050	51,516	39,490	36,198	28,500

注 *1) 本四公団の欄中の< >書は債務切り離しに伴い固定負債を1.34兆円減らした後の試算値を記入

*2) 本決算については日本道路公団は10億円単位、それ以外の3公団は億円単位の概算値を記入、民間並については10億円単位の概算

*3) 本決算概算値は切り捨てにより処理(以下貸借対照表、損益計算書も同様)

*4) 本四公団は道路分のみを記入

道路関係四公団の損益計算書(時価評価(再調達価額方式))

単位：億円

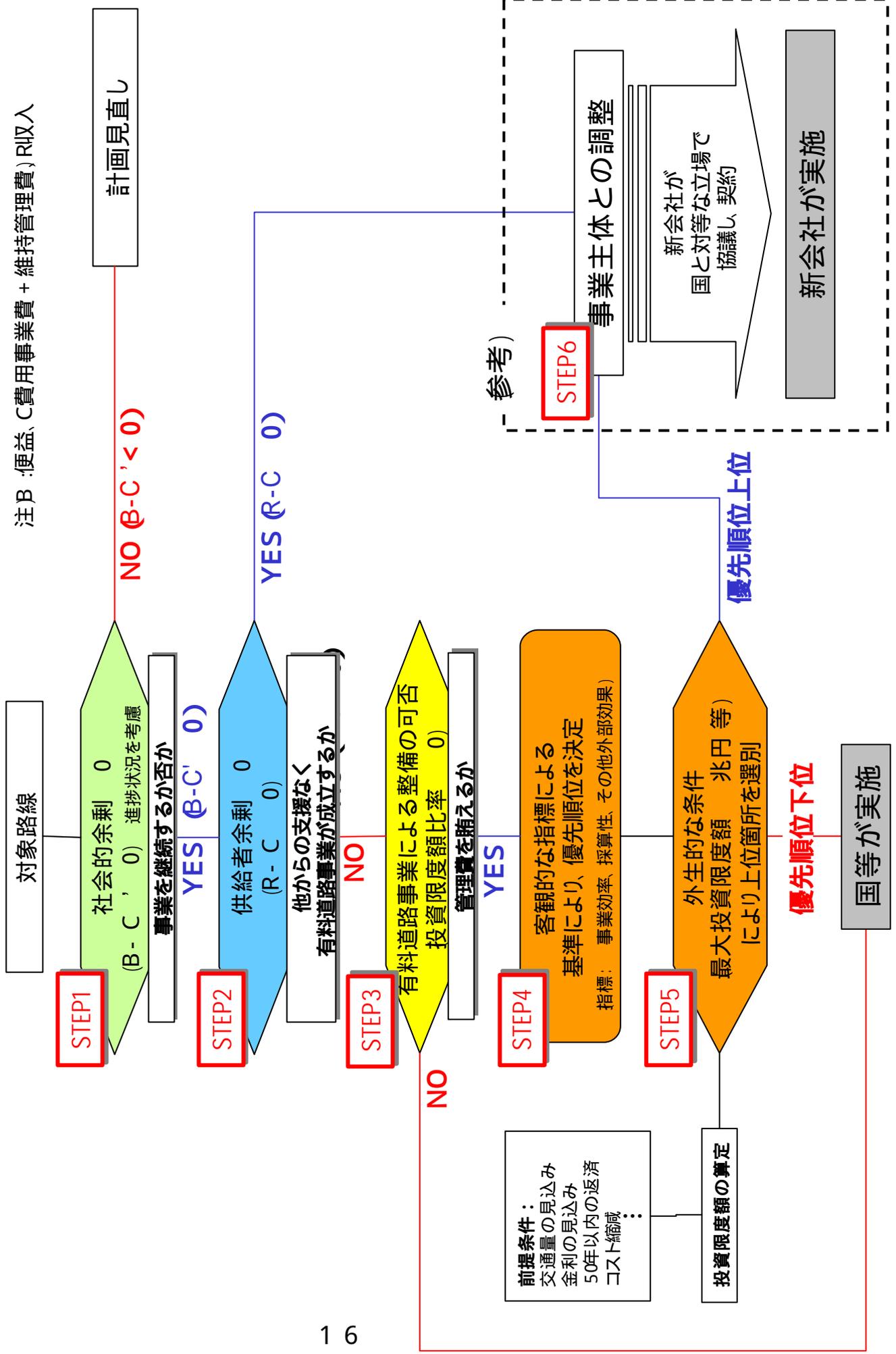
	日本道路公団		首都高速道路公団		阪神高速道路公団		本州四国連絡橋公団	
	本決算	民間並	本決算	民間並	本決算	民間並	本決算	民間並
経常収益	20,730		2,641	2,520	1,818	1,730	834	810
業務収入	20,690		2,637	2,510	1,817	1,730	832	800
道路料金収入	20,540		2,607	2,480	1,810	1,720	826	790
その他収入	140		30	30	6	10	6	10
受託業務収入・業務外収益等	40		3	0	0	0	2	20
経常費用	19,140		2,637	2,750	1,818	2,140	1,303	1,910
道路管理費	3,200		609	580	384	420	121	110
道路減価償却費	-		-	1,040	-	770	-	640
償還準備金繰入	8,460		901	-	529	-	-	-
その他管理費等	1,350		121	110	64	70	94	70
業務外費用	6,110		1,005	1,020	839	890	1,087	1,080
経常利益	1,590		3	△ 230	0	△ 410	△ 468	△ 1,100
特別利益	-		-	-	-	-	17	20
特別損失	1,570		-	-	-	-	14	10
当期純利益	20		3	△ 230	0	△ 410	△ 465	△ 1,090

注 *1) 本決算については日本道路公団は10億円単位、それ以外の3公団は億円単位は億円単位の概算値を記入、民間並については10億円単位の概算値を

*2) 本四公団は道路分のみを記入

建設中高速道路の取扱判断基準 (イメージ)

注B : 便益、C費用事業費 + 維持管理費) R収入



勸 告

2003年10月28日
道路関係四公団民営化推進委員会

当委員会は、当委員会意見（平成14年12月6日）に基づく具体的な改革案及びこれに伴う関係法律案の内容について、政府は、政府・与党協議会に付議する前に、相当な時間的余裕をもって、当該付議案を当委員会に示し、当委員会のこれに対する見解を求めることを要求する。

以上について国土交通大臣に対して指示するよう、道路関係四公団民営化推進委員会設置法第2条第2項に基づき、内閣総理大臣に勧告する。

石原国土交通大臣に対する小泉総理大臣指示

平成 15 年 11 月 13 日

既定方針通り、民営化委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、年内に具体案を取りまとめるよう、全力で取り組むとともに、具体案の取りまとめに当たっては、民営化委員会をはじめ、各方面の意見聴取に努めるように

(道路関係四公団民営化推進委員会事務局にて指示内容を文章化)